

# 横手市災害廃棄物処理計画の概要版（素案）

## ○ 基本的事項

### 1. 本計画の位置づけ

- 横手市災害廃棄物処理計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」や「秋田県災害廃棄物処理計画（令和7年3月改定）」を踏まえ、「横手市一般廃棄物処理計画」や「横手市地域防災計画（令和7年3月修正）」に基づき、本市の災害廃棄物処理について基本的な考え方や処理方法を示すものです。

### 2. 計画策定の趣旨

- 今後大規模地震や水害、その他自然災害が発生した場合の災害廃棄物（避難所ごみを含む）の処理について、適正かつ迅速に処理を行うため、横手市の基本的な対応方針として策定するものです。

### 3. 対象とする災害及び廃棄物

- 本計画で対象とする災害及び廃棄物は、横手市地域防災計画に定める地震、豪雨等の自然災害とし、災害によって発生する災害廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）とします。

### 4. 災害廃棄物対策の基本方針

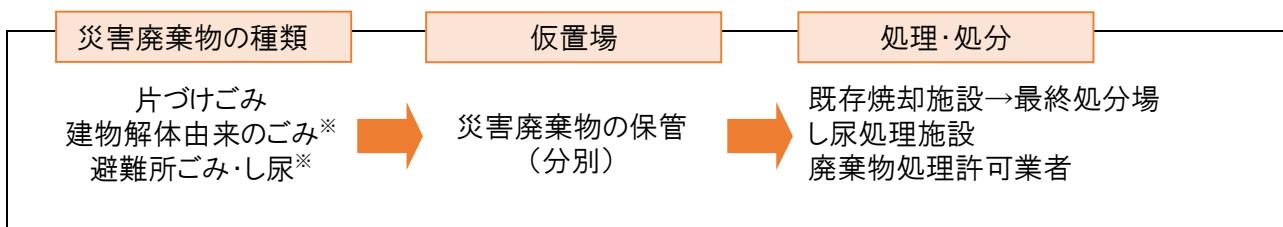
- 災害に強い一般廃棄物処理施設等の整備・点検に努めます。
- 災害廃棄物処理の方針として、市の施設及び市内業者の活用を図るとともに、災害廃棄物を分別し、可能な限り再資源化します。また、市内処理が困難なときは、県・他市町村・民間団体との協定に基づき、広域処理をします。
- 災害廃棄物の処理期間は大規模災害においては3年以内、水害にあっては1年内の処理を目指します。
- 災害廃棄物の処理が1年以上にわたると見込まれる場合は、発災後に「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、具体的な処理体制を構築します。
- 国・県が主催する教育訓練・人材育成事業に積極的に参加します。
- 協定等に基づき、県や他市町村より支援要請があったときは、できる限り協力します。

### 5. 災害廃棄物処理計画の見直しについて

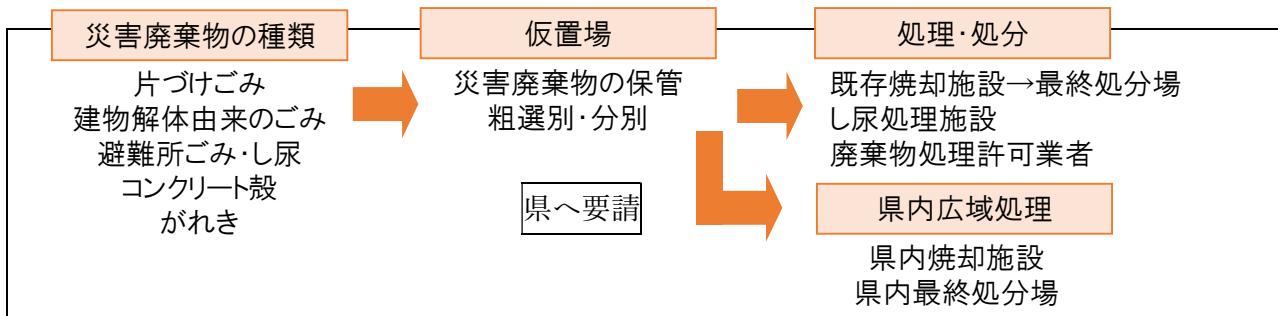
- 本計画は、国の「災害廃棄物対策指針」や「秋田県災害廃棄物処理計画」及び「横手市地域防災計画」の改訂や市の現状に基づき、必要に応じ見直しを行います。

## ○ 規模別の災害廃棄物処理の流れ

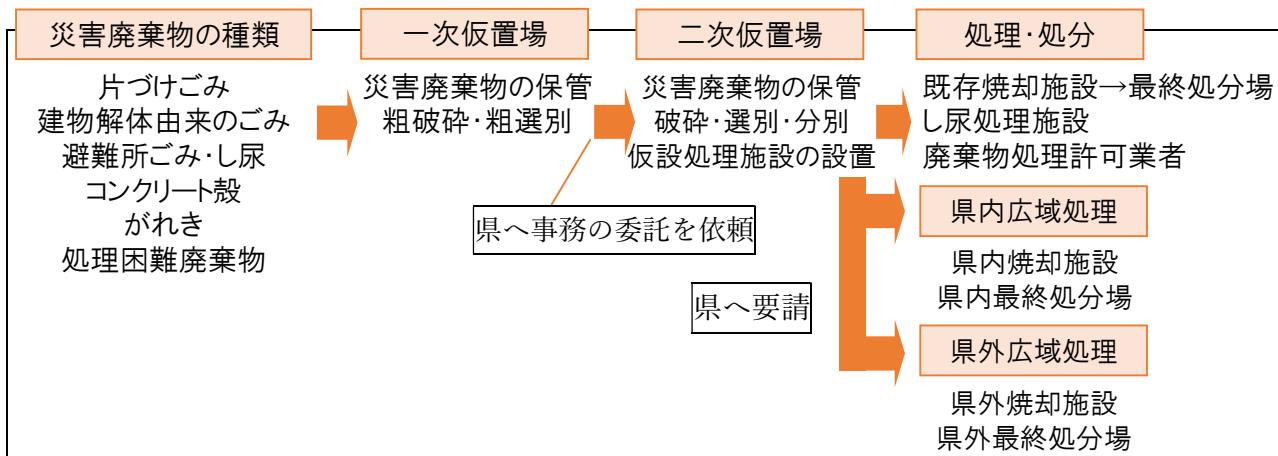
### 1. 小規模災害（市の施設や市内業者で処理可能）



## 2. 中規模災害（県内広域処理で処理可能）



### 3. 大規模災害（県外広域処理、激甚災害）



## ○ 災害廃棄物処理の進め方

【発災後24時間以内】

- ・被害情報の把握
  - ・仮設トイレの設置
  - ・災害廃棄物収集体制の構築

【発災後48時間以内】

- ・災害廃棄物の発生量の把握
  - ・仮置場の開設、管理  
※必要に応じ環境調査

### 【発災から48時間以降】

- ・処理先の確保
  - ・広域処理体制の構築
  - ・処理業者選定・契約
  - ・災害廃棄物処理実行計画の策定

#### ○ 大規模災害時に特に必要となる対応

- 1 初動期の道路啓開等で発生する災害廃棄物の取扱い…災害後のインフラ復旧のための道路啓開は、国土交通省の国庫補助対象になる可能性があるため、災害廃棄物とは別の保管場所に保管するよう検討します。
  - 2 損壊家屋等の解体撤去…原則として所有者の責任によって行いますが、市町村が損壊家屋等の解体を実施する分を補助対象とする場合があるため、大規模災害時は留意します。
  - 3 二次仮置場及び仮設処理施設の設置…県外処理を含め、処理が長期間に及ぶ場合は、移動式がれき破碎機や仮設焼却炉の設置を検討します。
  - 4 環境調査…災害廃棄物の処理が長期に及ぶときは、大気質、騒音・振動、土壤、臭気、水質、火災等の環境への影響を把握します。仮置場を所有者に返却するときは、仮置場の使用に伴って生じた土壤汚染等の有無を確認します。
  - 5 地方自治法に基づく事務委託、事務代替…大規模災害の発生等により甚大な被害を受けた場合は、県へ事務の委託または事務の代替執行を依頼し、災害廃棄物処理を実施します。
  - 6 し尿処理施設の被災への対応…し尿処理施設が被災した場合は、県に対してし尿に係る広域処理の調整を要請します。